

第4次中川村環境基本計画（案）

令和8年（2026年）2月

中 川 村

第1章 計画の基本的な考え方

1 環境・経済・社会の現状と課題	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象区域	6

第2章 計画の基本方針

1 基本理念	6
2 基本目標と目指すべき方向	6
3 計画の対象分野	7

第3章 環境をめぐる状況と第3次中川村環境基本計画の総括

1 環境負荷の少ない持続可能社会の実現	8
2 脱炭素社会の構築	13
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	14
4 水環境の保全	15
5 生活環境等の保全	16
6 循環型社会の形成	19
7 空き家等対策の推進	23

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	24
2 計画の進行管理	25

【参考資料】

○SDGs (17の目標)	26
○中川村カーボンニュートラル宣言	27
○用語解説	28

第1章 計画の基本的な考え方

1 環境・経済・社会の現状と課題

- G7広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）では、「我々の地球は、気候変動、生物多様性※¹の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられました。

特に「気候危機」とも言われる気候変動問題について、世界平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速していて、世界気象機関（WMO）の報告によると、既に温室効果ガス※²の排出をはじめとする人類の活動が、産業革命以前の1850～1900年の平均と比較して2014～2023年に約1.20℃（±0.12）の地球温暖化※³を引き起こしており、特に2023年においては、世界の平均気温が観測史上最も高く、産業革命以前より1.45℃（±0.12）高くなつたと報告されました。

我が国においても、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されており、大雨や短時間強雨の発生度も増加し、各地で被害が発生している。加えて、高温による農作物の生育障害や品質低下が発生するなど、様々な地域、分野への気候変動の影響が発生しています。

また、生物多様性の観点からは、我々が生きる現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われ、生命が地球に誕生して以来、生物が大量に絶滅した「大絶滅」が過去に5回発生したといわれるが、6回目は、過去と比べて、種の絶滅速度が速く、主な原因は人間活動による影響と考えられています。

「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されており、地球上の種の現在絶滅速度は、過去1,000万年間の平均の数十倍、あるいは数百倍に達していて、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると指摘されています。

さらに、汚染への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、環境行政の不变の原点として進めていくことが重要であり、科学物質やマイクロプラスチック※⁴等による水・大気・土壤等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイング※⁵へのリスクとして引き続き対応が必要な課題となっています。

日本の公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の達成率※⁶は、湖沼や閉鎖性海域で低い傾向にあるほか、過去に幅広い用途で使用されてきたPFOS※⁷、PFOA※⁸は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内でも主に都市部やその近郊の公共用水域、地下水において暫定目標値の超過する事例が確認されています。

プラスチック汚染については、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019年から2060年までにほぼ3倍、年間4,400万トンに倍増し、湖、河川、

海洋に堆積されるプラスチックの量は3倍以上に増加する見込みとされています。マイクロプラスチックによる影響を含め、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されています。

- 人類の活動は、地球の環境収容力、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）を超えており、自らの存続の基盤である限りある環境、自然資本の安定性を脅かしつつあると言えます。

1995（平成7）年版の環境白書は、人類の文明がその文明を支える環境の収容力を突破し、その結果、当時の文明が対応できない程度に環境が変化し、文明が滅んでいった過去の例を教訓としつつ、現代文明の地的限界と持続可能な社会への転換の必要性を説いていました。

加えて、生物多様性の観点からは、愛知目標^{※9}に替わる新たな世界目標として2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることが2030年ミッションとして定められ、2030年までに達成すべき23のグローバルターゲットが盛り込まれています。また、2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」の17の目標の達成度についても2030年には問われることになります。

- 長野県では、「共に育み、未来につなぐ、豊かな自然と確かな暮らし」を基本目標に、「持続可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環境等の保全」、「循環型社会の形成」の6つの分野を対象とした第5次環境基本計画（計画期間2023年度～2027年度）を策定しています。
- 中川村では、平成21（2009）年度に第1次、平成26（2014）年度に第2次、令和2（2020）年度に第3次中川村環境基本計画を策定し、村、事業者、村民が一体となって住みよい環境を保全する取組を進めてきました。

また、一人一人が脱炭素に向けた意識を共有し、2050年二酸化炭素排出ガス実質ゼロを目指す「ゼロカーボン宣言」を令和5（2023）年3月に、村議会とともに宣言しました。

令和元（2019）年度策定された中川村第6次総合計画（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）の後期計画を、令和7年4月に策定し、温室効果ガス排出量削減と再生可能エネルギー^{※10}の活用を引き続き進めることとしました。

村の将来像として「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかがわ”」を掲げ、環境分野における目指すべき姿として「多くの自然に育まれ持続可能で快適に暮らし続けられる“なかがわ”」としています。中川村の豊かな自然環境と村民の営みによって造られてきた農村景観は私たちの宝であり、将来にわたって繋いでいくことが私たちの責務です。国及び県環境基本計画の方針に沿い

つつ、中川村第6次総合計画の基本方針と施策を具体化するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、中川村環境保全条例（平成9年中川村条例第22号）第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
- 上位計画である中川村第6次総合計画及び後期基本計画における環境分野の基本方針及び施策体系を踏まえて、これを具体化するものとします。
- 国及び県環境基本計画の基本方針を踏まえつつ、中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域政策編）、一般廃棄物処理基本計画（上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく中川村行動計画）、中川村分別収集計画、中川村空家等対策計画他関連する各種計画との整合を図るものとします。

(第十五条) 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（環境基本計画）を定めなければならない。
 (第1次計画策定 平成6年（概ね5年毎に見直し）)

環境基本法
 (平成5年11月施行)

(国)第6次環境基本計画

令和6年5月閣議決定

中川村環境保全条例

(第8条)

県環境基本条例（第8条）

中川村第6次総合計画

令和2（2020）～令和11（2029）年度

後期基本計画（令和7～令和11年度）

第五次長野県環境基本計画

令和5（2023）～令和9（2027）年度

第4次中川村環境基本計画

令和7（2025）～令和11（2029）年度

- ・中川村行動計画
- ・中川村分別収集計画
- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・中川村空家等対策計画
- ・その他関連する計画

地球温暖化対策の
推進に関する法律

中川村地球温暖化対策実
行計画改訂版（事務事業
編）令和6（2024）～
令和12（2030）年度

- ・各種環境政策の推進
- ・他の部門との調整

中川村地球温暖化対策実
行計画（区域政策編）令和
6（2024）～令和12（2030）
年度

【中川村環境保全条例】

第8条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、中川村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び指針
- (2) 環境の保全に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項
 (以下省略)

3 計画の期間

本計画の計画期間は、中川村第6次総合計画後期基本計画の計画期間に合わせ、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標年度とします。

4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、中川村全域とします。なお、環境に関わる問題は広域的な対応が必要となる場合もあるため、必要に応じて国、県、上伊那広域連合、近隣市町村など関係する機関や団体と連携を図ることとします。

第2章 計画の基本方針

1 基本理念

中川村環境保全条例では、第3条において次の3つの事項を基本理念として定めています。本計画は、この基本理念に則って策定することとします。

- 環境の保全は、村民が健全で豊かな環境の恩恵を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、全ての者の適切な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることに着目し、全ての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

2 基本目標と目指すべき方向

本計画における基本目標と目指すべき方向は、上位計画である中川村第6次総合計画に合わせて、次のとおりとします。

◆ 基本目標

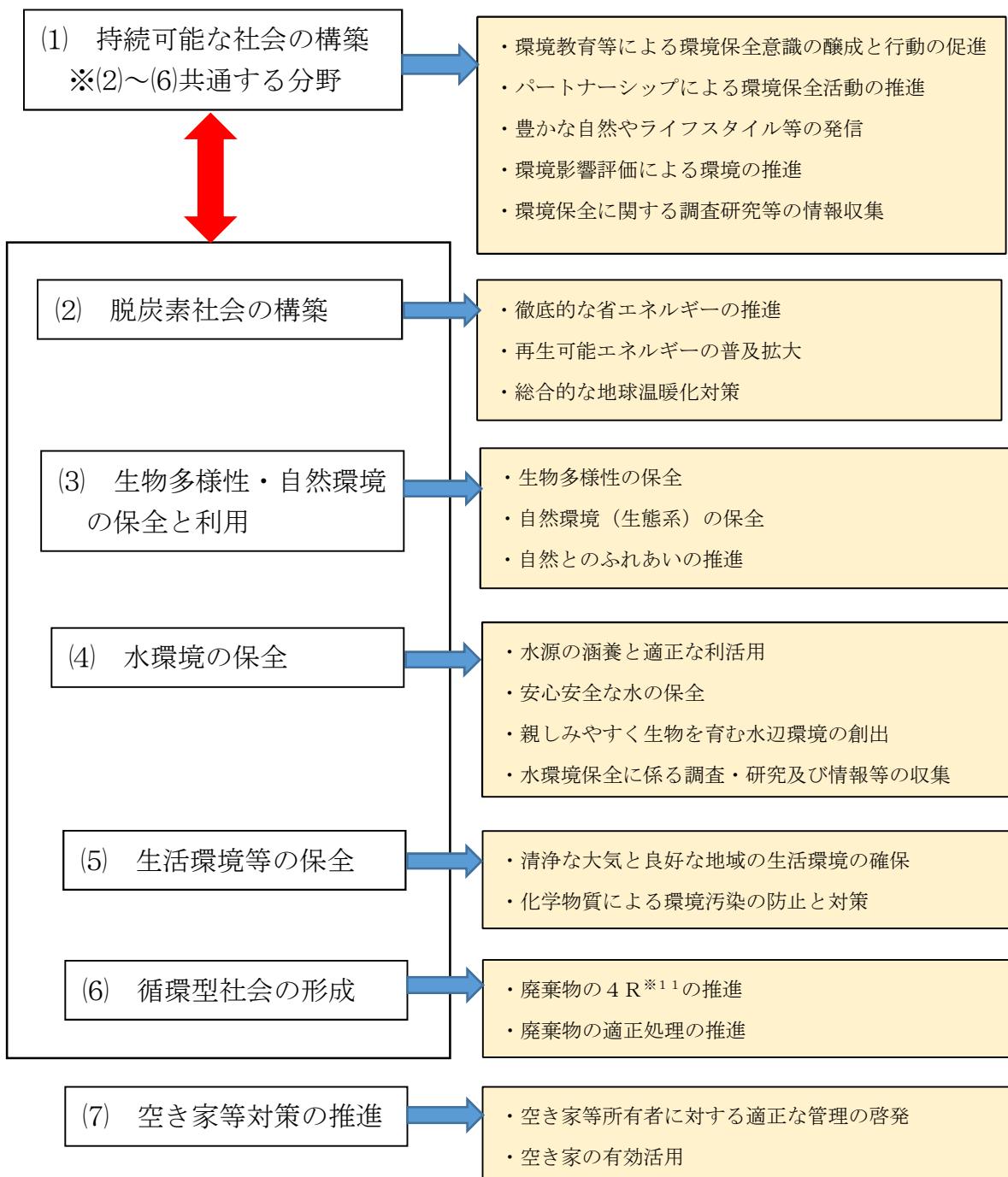
『多くの自然に育まれ持続可能で快適に暮らし続けられる“なかがわ”』

◆ 目指すべき方向

次世代に豊かな自然環境を継承するための保全に取り組むとともに、快適な生活環境と持続可能な社会を共に実現する“なかがわ”を目指します。

3 計画の対象分野

- 「持続可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「生活環境等の保全」、「循環型社会の形成」、「空き家等対策の推進」の7つの分野を本計画の対象とします。なお、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「生活環境等の保全」、「循環型社会の形成」の個別分野については相互に関連しており、また、それらの個別分野の達成によって実現される「持続可能な社会の構築」を共通分野として位置づけます。



第3章 環境をめぐる状況と第3次中川村環境基本計画の総括

1 環境負荷の少ない持続可能社会の実現

(1) 環境をめぐる状況

- S D G s^{※1,2}を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を受け、国は平成 28 (2016) 年 5 月に「持続可能な開発目標 (S D G s) 推進本部」を設置し、同年 12 月に S D G s 達成に向けた中長期的な国家戦略である「持続可能な開発目標 (S D G s) 実施指針」を決定しました。
- また、同指針において、地方公共団体には、国の第 5 次環境基本計画 (平成 30 (2018) 年 4 月閣議決定) で提唱された「地域循環共生圏」(再生可能エネルギーなどの自然資源のほか、人材や資金なども含めた様々な地域資源を活かして地域ごとに自立・分散型社会を形成し、地域の特性に応じて地域同士が資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方) の創造が求められています。
- 国や地方公共団体だけでなく、民間企業においても経営戦略の中に S D G s を捉え、個々の事業戦略に落とし込むことで、持続的な企業成長を図っていくことが重要です。地球規模課題や社会問題に企業活動が与える影響に対する消費者の関心の向上や、E S G 投資^{※1,3}の活発化により、大企業を中心に経営層への S D G s の浸透は一定程度進んできましたが、企業数でみると大多数を占める中小企業への更なる浸透が課題となっています。
- 現在の少子化の傾向や若者をはじめとする人口流出による社会現象が続いた場合、村の人口は令和 2 (2020) 年の 4,651 人から令和 42 (2060) 年には 2,757 人に減少すると推計されています。急激な人口減少を抑制するための施策を実施することにより、令和 12 (2030) 年には 4,329 人、その後も長期的な取組を継続することで令和 42 (2060) 年には 3,228 人の人口を維持することを目指します。

将来人口推計と目標人口



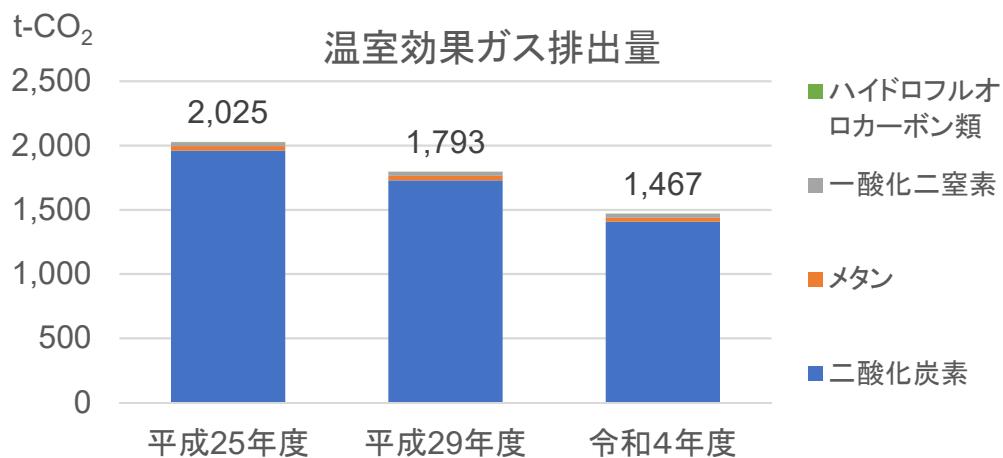
なお、ここで示した人口の将来展望は、本村が平成 27（2015）年に策定し、令和 2（2020）年に見直しを行った「中川村人口ビジョン」における人口展望を、最新の人口実績値と推計データを踏まえて更新したものです。

（2）第 3 次中川村環境計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

○ 村では平成 27（2015）年度に第 1 次中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、平成 30（2018）年度及び令和 6（2024）年度において計画の見直しを行い、公共施設等における温室効果ガス排出量削減に向けた方針と目標を定めました。

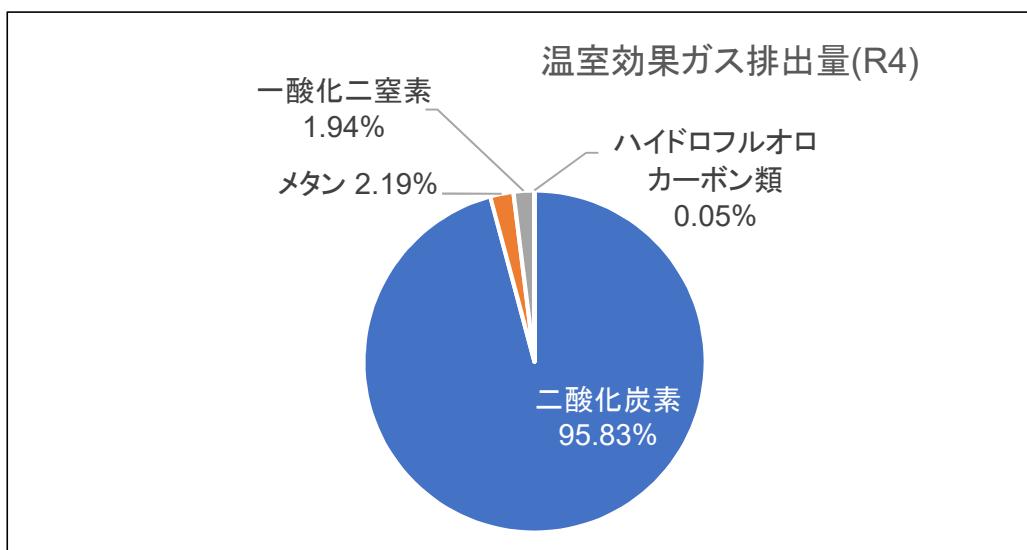
村公共施設等の温室効果ガス排出量は、令和 4（2022）年度実績で 1,467t-CO₂で平成 25（2013）年度（推計値）に比べ約 28% 減となっています。

図 1 温室効果ガス排出量の推移



※ 平成 25（2013）年度の実績値を把握している施設は一部である。そのため、実績不明の施設については、施設の大幅な改修等が無いことを確認したうえで、平成 29（2017）年度の実績値を平成 25（2013）年度にも適用している（以下、この章において同じ）。

図2 温室効果ガス排出量の構成



二酸化炭素排出量は、令和4（2022）年度実績で1,505t-CO₂です。平成25（2013）年度（推計値）に比べ約28%減となっています。また、CO₂排出量の69%が電気の使用に由来するものであり、次いで灯油が16.9%を占めています。

図3 CO₂排出量の推移

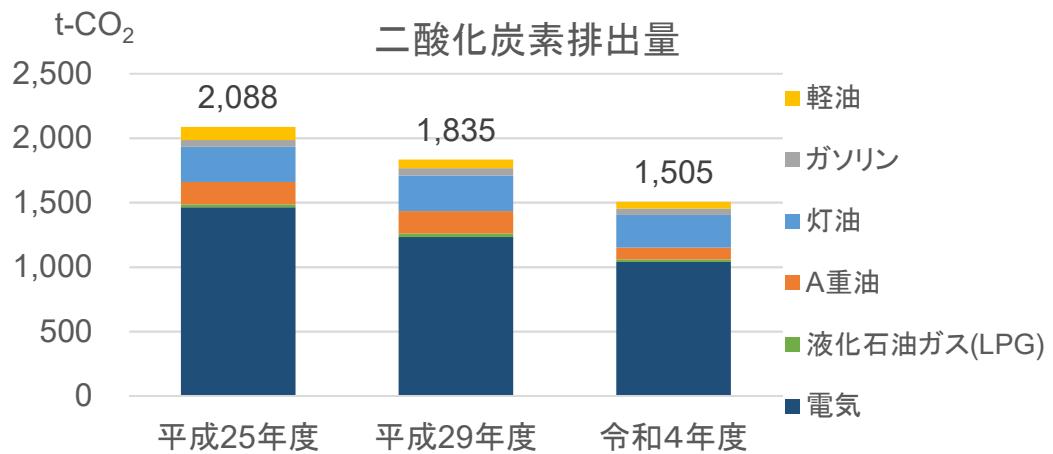
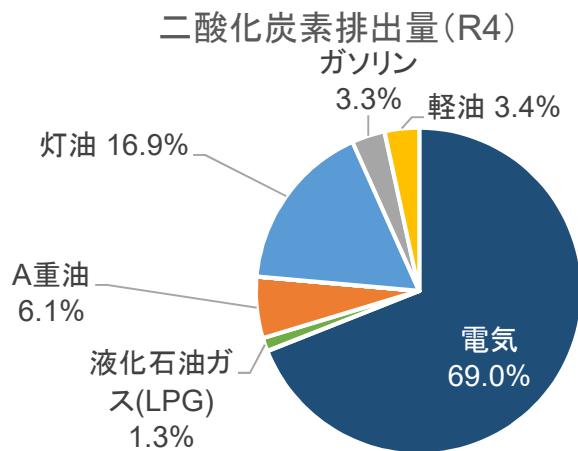
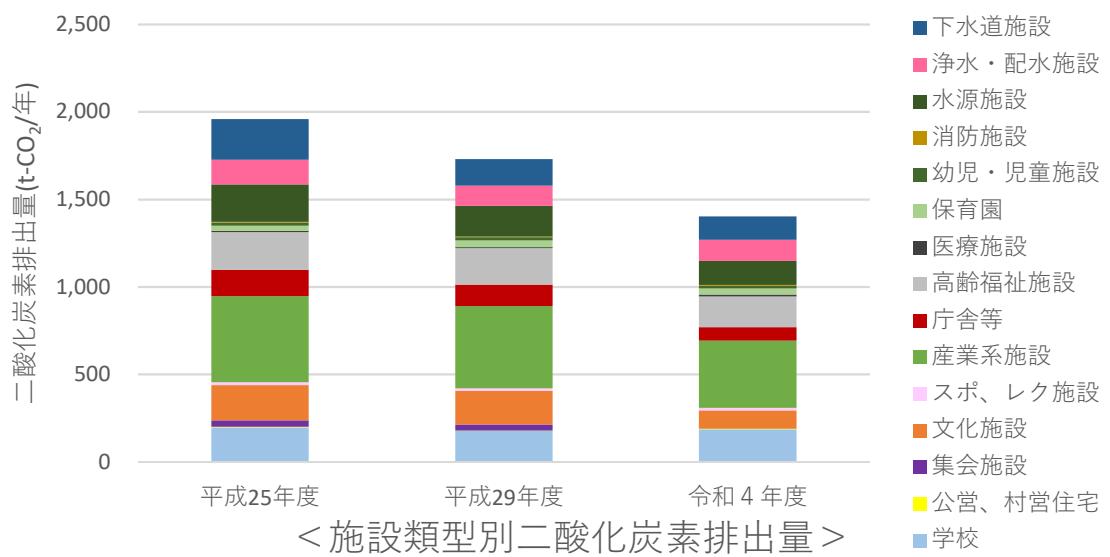


図4 CO₂排出量のエネルギー種別の構成



施設類型別の排出量では、産業系施設が全体の約27%を締めており、次いで学校施設が約13%を占めています。

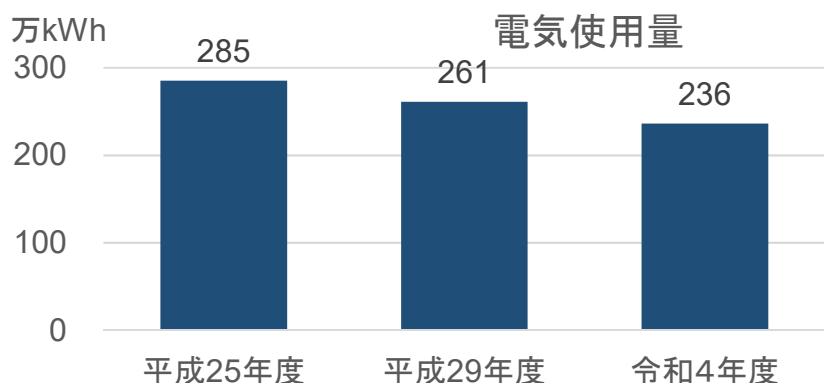
図5 施設類型別のCO₂排出量の推移



CO₂排出量の主な要因である電気の使用量は、令和4（2022）年度実績で236万kWhであり、平成25（2013）年度（推計値）と比較すると約17%減少しています。

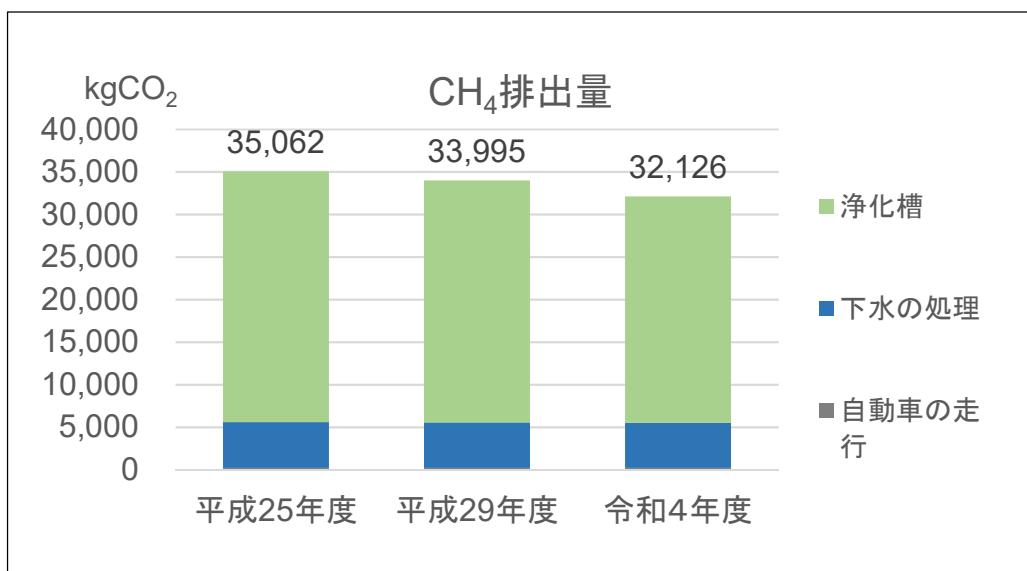
一方で、電気の使用によるCO₂の排出係数（電気1kWhを使用した際に排出したとみなされるCO₂の量）は、平成25年度が0.513kg-CO₂/kWhであったものが、令和4年度には0.459kg-CO₂/kWh（係数は中部電力（中部電力ミライズ株））と年々減少しており、前項で示したCO₂排出量の経年的な減少の大きな要因となっています。

図6 電気使用量の推移



メタンの排出量（CH₄）は、令和4（2022）年度実績で32,126kg-CO₂であり、平成25（2013）年度（推計値）と比較すると約8%減少しています。

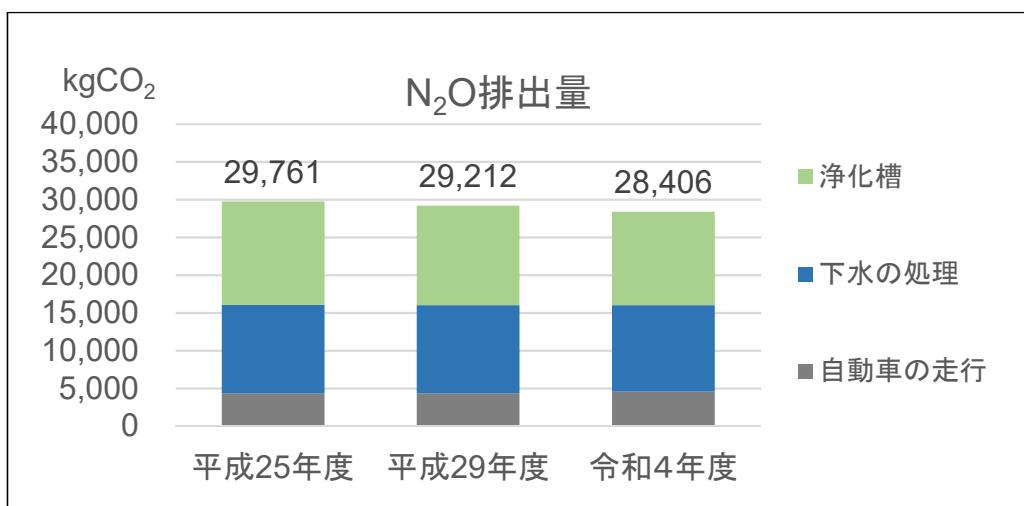
図7 メタン排出量の推移



一酸化二窒素（N₂O）の排出量は、令和4（2022）年度実績で28,406kg-CO₂であり、平成25（2013）年度（推計値）と比較すると約5%減少しています。

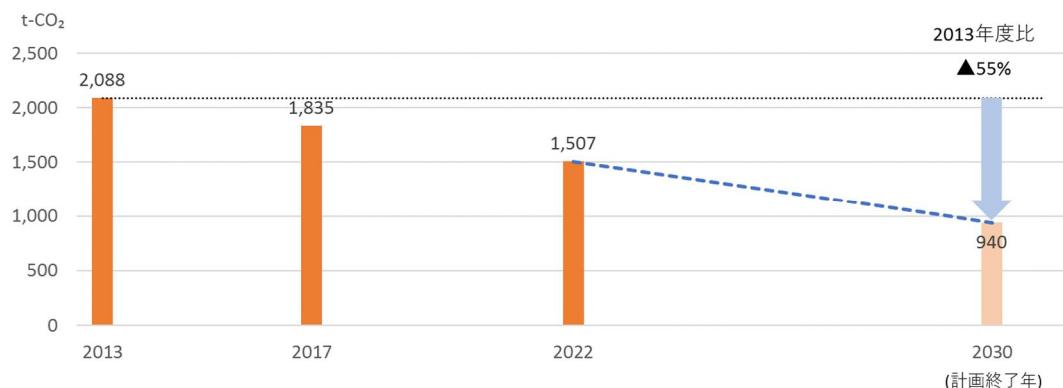
す。

図8 一酸化二窒素排出量の推移



(3) 二酸化炭素排出量の削減に関する目標

- 村の事務事業により排出される二酸化炭素の削減目標は、令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で55%、また村全体では62%削減することと定めました。



- 令和4（2022）年度における削減目標評価は、1,480t-CO₂なので、実績値1,507t-CO₂は概ね目標値なので取組強化しながら施策を進めることが必要です。

2 脱炭素社会の構築

(1) 環境をめぐる状況

- 地球温暖化は確実に進行しており、猛暑日や大雨・無降水日の頻度の増加等にみられるような影響をもたらし、このまま対策を講じなければ、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康などの様々な分野に広範囲で不可逆的な影響を生じさせる可能性が指摘されています。

(2) 二酸化炭素排出抑制のための具体的な取組

- ① 地球にやさしい村づくりのために、温室効果ガス排出量削減のための省エネ、省資源対策を総合的に推進します。
 - ・中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域政策編）のP D C Aサイクルに基づく進捗管理
 - ・公共施設等におけるCO₂削減量の把握
 - ・各事業所におけるクールビズ・ウォームビズ^{※14}の実施、啓発、情報提供
- ② 村有施設における設備機器の高効率化、太陽光発電設備、木質バイオマスボイラ等の導入を促進します。
 - ・上下水道施設への太陽光発電設備導入検討
 - ・災害時避難施設等への太陽光発電設備導入検討
 - ・地区集会施設等照明器具のLED化の促進
- ③ 地球温暖化対策に向けた再生可能エネルギーの活用の啓発を進めます。
 - ・環境、防災等に配慮し地域と調和のとれた太陽光発電事業の推進及びガイドラインに基づく設置確認
 - ・小水力発電^{※15}等の研究、情報提供
- ④ 家庭や事業所等への環境負荷の少ない機器の使用、太陽熱利用等による省エネルギーを推進します。
 - ・家電製品や太陽熱利用機器類等の、より環境負荷の少ない高効率機器への選択、更新
 - ・各家庭における節電等、省エネルギーへの啓発
 - ・電気自動車や低燃費車など環境負荷の低い自動車への転換・普及などの推進及びエコドライブの推進など運転時の環境負荷軽減の啓発
- ⑤ バイオマスエネルギー^{※16}の利用を促進します。
 - ・ペレットストーブ、薪ストーブ導入に対する補助（森のエネルギー推進事業補助金）
 - ・木の駅事業^{※17}に対する支援
- ⑥ 植林、間伐等森林施業による森林保護を推進します。
 - ・森林整備の推進

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

(1) 環境をめぐる状況

- 日本は世界の中でも保全優先度の高い「生物多様性ホットスポット^{※18}」の一つとされており、特に長野県は日本の中でも生物多様性の豊かな場所と言われています。
- 里地里山^{※19}は、集落を取り巻く森林、農地、ため池、草原等を構成要素とし、多くの野生生物と信州ならではの暮らしや文化を育む役割を果たしてきましたが、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林

や草地、荒廃農地の増加やニホンジカなどの野生鳥獣による被害拡大等によって、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧されています。

また、森林をはじめとした里地里山の適切な利用と管理は、気候変動対策や防災・減災など多様な社会課題の解決に寄与すると期待されており、再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全との両立も重要な課題となっています。

- 小渋峠及び陣馬形山の一部は県立自然公園^{※20}に指定されており、これらを含めた中川村の豊かな自然環境は、村民や村を訪れる人々に自然の恵みと癒やしをもたらしてくれます。一方、村内の至る所にアレチウリやオオキンケイギク、セイタカアワダチソウなどの特定外来生物^{※21}の増加が進んでいます。

豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、適正な保全と活用、それに関わる人材の育成が求められています。

(2) 美しい村の自然を活かした心地よい生活環境の実現に向けた取組

- ① 広報誌やチラシ等により、住民や観光客へ自然環境保全意識の啓発活動を行います。
 - ・村広報への記事掲載、啓発チラシの配布
- ② 自然や景観を守るため、生育範囲を拡大している特定外来生物の調査・駆除などの環境保全活動を住民と協同で実施します。
 - ・アレチウリ、オオキンケイギク等特定外来植物駆除活動の実施
 - ・特定外来生物に関する情報提供と啓発
- ③ 関係機関や団体と連携・情報交換を持ちながら、村内に生育する希少野生動植物^{※22}等の生育環境の保全に取り組みます。
 - ・希少野生動植物等の情報収集及び調査
 - ・保全組織・団体等の活動支援
- ④ 村を訪れる観光客等へ自然環境保全を啓発します。
 - ・観光施設への啓発チラシ設置、ポスター掲示等
- ⑤ 土地の形質変更や開発を伴う行為については、自然環境や景観への影響に配慮し、適正な実施を促します。
 - ・自然公園法、都市計画法、長野県景観条例、中川村環境保全条例、中川村美しいむらづくり条例など、関係法令・条例の遵守及び適正な助言・指導
 - ・開発行為に係る情報収集、県等関係機関との連絡調整
- ⑥ 環境に配慮した公共工事の設計・施工に努めます。
 - ・現場の環境に配慮した工事設計
 - ・建設廃材再資源化の推進、リサイクル資材の活用

4 水環境の保全

(1) 環境をめぐる状況

- 長野県内の河川・湖沼などの水質は、下水道等の普及や家庭・工場等からの排水の適正処理により、長期的には改善が進んできています。
- 近年、水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少してきています。また、人口減少、過疎化・高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能^{※23}の低下などが危惧されています。
- 中川村集合処理区域の公共下水道・農業集落排水事業の水洗化率及び集合処理区域外での合併処理浄化槽の普及率は増加傾向にあります。

引き続き下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を促し、水質汚濁による自然環境・生活環境への悪影響の防止と継続的な監視、健全経営に向けた検討が求められています。

(2) 公共用水域の水質汚濁防止に向けた取組

- ① 豊かな水環境を維持するために、公共用水域の水質の継続的な監視を行います
 - ・村内9河川（堂洞沢川・深沢川・苦木沢川・前沢川・矢村沢川・洞ヶ沢川・郷士沢川・子生沢川・大谷沢川）の水質検査
 - ・水道水源の定期的な水質検査の実施
 - ・井戸水の水質検査
- ② 公共用水域の水質を保全するため、公共下水道事業・農業集落排水事業の適正な運営を図ります。
 - ・公共下水道・農業集落排水施設の適正な維持管理
 - ・機能診断調査を踏まえた最適整備構想^{※24}に基づく施設の計画的な更新
- ③ 快適な住環境を創出するため、公共下水道等への接続を促します。
 - ・未接続世帯等への調査及び普及促進
- ④ 集合処理区域外の区域では、合併処理浄化槽設置を支援します。
 - ・合併処理浄化槽設置に対する補助
 - ・浄化槽パトロールの実施、維持管理講習会等の開催
 - ・合併処理浄化槽の維持管理及び更新等に対する補助
- ⑤ 公共下水道事業等の経営の健全化・効率化のために、下水道処理区の統廃合を含めた検討を行います。
 - ・汚水処理施設の統廃合に関する調査及び長期的な計画見直しの検討
- ⑥ 健全な水循環を維持するため、水循環基本法の基本理念を踏まえた適正な水利用と必要な規制のあり方を検討します。
 - ・関係条例等の制定に向けた検討

5 生活環境等の保全

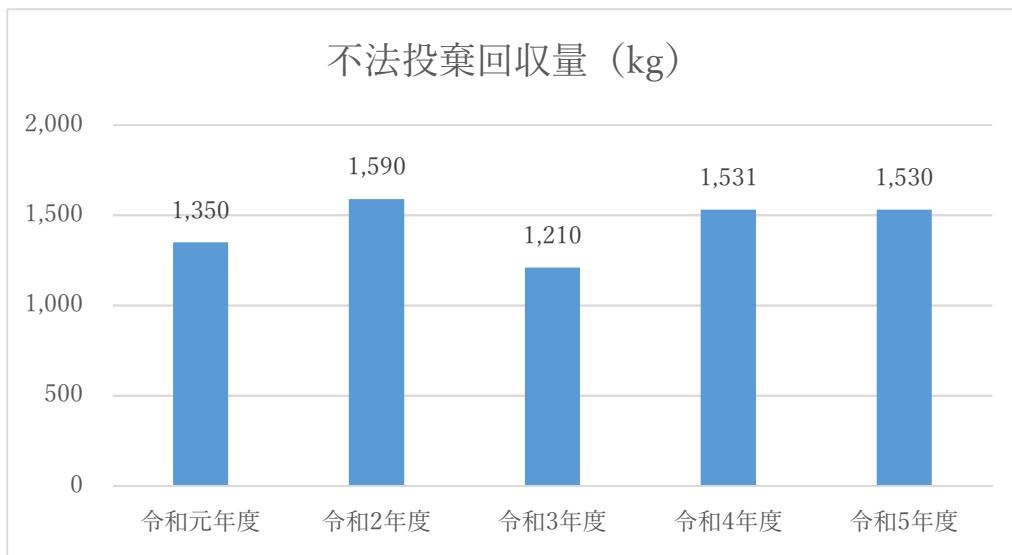
(1) 環境をめぐる状況

- 長野県大気汚染測定結果によると光化学オキシダント※²⁵を除く大気汚染物質※²⁶について、令和5（2023）年度は全測定局で環境基準を達成しており、概ね良好な状況が続いていますが、光化学オキシダントの環境基準は、全測定局で未達成となっています。また、近年、光化学オキシダントや微少粒子状物質（PM2.5）※²⁷が国内外から移流することによる広域的な大気汚染が懸念されています。
- 大気汚染、土壤汚染、騒音・振動、悪臭、不法投棄等は、自然環境や村民に直接的な被害をもたらし、私たちの安心安全なくらしに影響を与えます。近年、村では大気汚染や土壤汚染のような公害は発生していませんが、不法投棄は毎年数件発生し減少傾向で推移しており、水質汚濁や騒音、悪臭などの苦情も数件発生しています。また、現在搬出されているリニア中央新幹線工事発生土について、その工事期間が当初計画より2年から3年程度延長される等の報道もあり、沿線地域住民の生活環境への影響も長期化することから大気質・騒音・振動などのバックグラウンド値のレベルを悪化させることのないよう、引き続き環境測定を実施する必要があります。

環境汚染や公害を未然に防ぐためには、村民や事業者が常に公害防止の意識を持つことが重要です。今後、啓発活動や巡回活動等を積極的に行っていく必要があります。

【近年の公害等発生状況】

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計
大気汚染	0	0	2	0	0	2
土壤汚染	0	0	0	0	0	0
水質汚濁	2	3	0	1	0	6
騒音	1	1	0	0	0	2
振動	0	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	1	0	1	3
その他	2	4	1	0	0	7
不法投棄	16	13	2	6	3	40
野焼き	0	1	3	1	1	6
合計	21	22	9	8	5	66



(2) 公害発生のない村を目指す取組

- ① 騒音・振動・悪臭・河川の汚濁などの公害を発生させないため、公害防止意識の啓発を行います。
 - ・広報誌や隣組回覧、村ホームページ等による公害防止意識の啓発
 - ・小規模事業者や飲食店等での公害防止対策の推進
 - ・水質汚染自事故が発生した場合の関係機関、関係部署との連携及び対策の検討
- ② ゴミのポイ捨て・不法投棄を予防するため、不法投棄禁止看板の設置や啓発活動、定期的な巡回活動を行います。
 - ・不法投棄の情報提供の周知、不法投棄現場確認、回収及び処理
 - ・不法投棄常習箇所への不法投棄禁止看板の設置及び更新
 - ・担当職員によるパトロールの実施
 - ・伊那建設事務所、上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課、駒ヶ根警察署、役場諸係とのパトロールの実施
 - ・不法投棄監視員による定期的な監視
 - ・不法投棄の巡回や回収をシルバー人材センターへ委託
 - ・広報誌や隣組回覧、村ホームページ等による啓発活動
 - ・不法投棄者への厳正な対処と悪質者対策の強化
 - ・不法投棄物の内容確認及び投棄者が判明した場合の関係機関への連絡
 - ・上伊那地区不法投棄防止対策協議会での他市町村との情報交換
- ③ ペットの正しい飼い方を推進するため、飼い主等への啓発に努めます。
 - ・広報誌や隣組回覧、村ホームページ等によるペットの適正飼育の啓発、情報提供
 - ・犬の登録義務、狂犬病予防注射の接種義務の呼びかけ
 - ・ペットの糞被害常習箇所の看板設置

- ・適正飼育できない飼い主に対する指導及び改善策の提示
- ④ 地域や事業者の環境美化運動を促します。
- ・小中学校における環境学習（ゴミ拾い登校や資源回収、花壇整備、学校周辺の美化活動等）の推進
 - ・事業所で開催される学習会に、資料及び情報の提供
 - ・商工会青年部、獣友会、村内事業所、ボランティア等によるゴミ拾いや環境美化運動の支援（ゴミ袋提供、回収ゴミの処理）
 - ・各地区へ村道等の環境美化運動の実施依頼
 - ・環境美化運動期間中の役場職員及び村内事業所による国道、農道沿いのゴミ拾い計画・実施
 - ・建設業協会による道路クリーン作戦への支援（ゴミ袋提供、回収ゴミの分別及び処理）
 - ・河川愛護月間に地区土木部長及び役場・国土交通省職員、商工会等による天竜川及び小渋川河川美化活動の実施
- ⑤ 公害発生が懸念される事業等の実施前後に開催される公害防止協議を支援します。
- ・関係企業、地元住民等との協議調整、公害対策の検討・提案
- ⑥ リニア中央新幹線工事発生土搬出に伴う住民生活への影響を低減させるため、関係者との協議・指導を行います。
- ・沿線地域における環境への影響把握
 - 長野県大気環境測定車・移動コンテナによる大気環境測定
 - リニア中央新幹線事業者による大気、振動、騒音測定
 - ・発生土搬出に関する確認書の締結と適正な履行のための協議・指導

6 循環型社会の形成

(1) 環境をめぐる状況

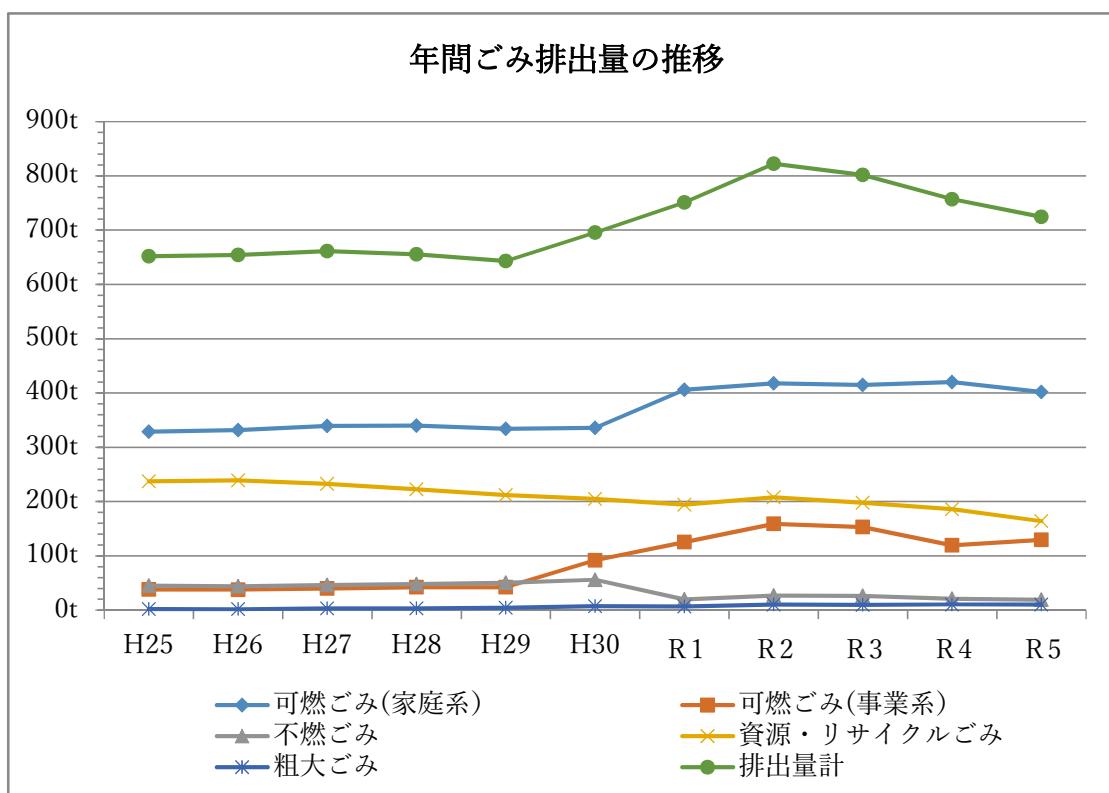
- 廃P C B（ポリ塩化ビフェニル）※²⁸、廃石綿※²⁹等の有害な廃棄物については、不適切な処理が行われると人の健康や生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 災害廃棄物の適正処理に当たっては、県や市町村はあらかじめ災害廃棄物の処理方針を定める災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時に迅速に対応することが求められます。当村は、令和3（2021）年度に策定しました。
- 中川村のゴミ排出量は、平成15（2003）年度から始まった「ゴミ処理有料制度」導入以降、概ね横ばい傾向で推移しており、1人1日当たりの排出量は、国、県と比べて特に少ない水準を維持していますが、事業系可燃ゴミの排出量は近年増加傾向にあり、事業所に対する啓発・指導を強化する必要があります。

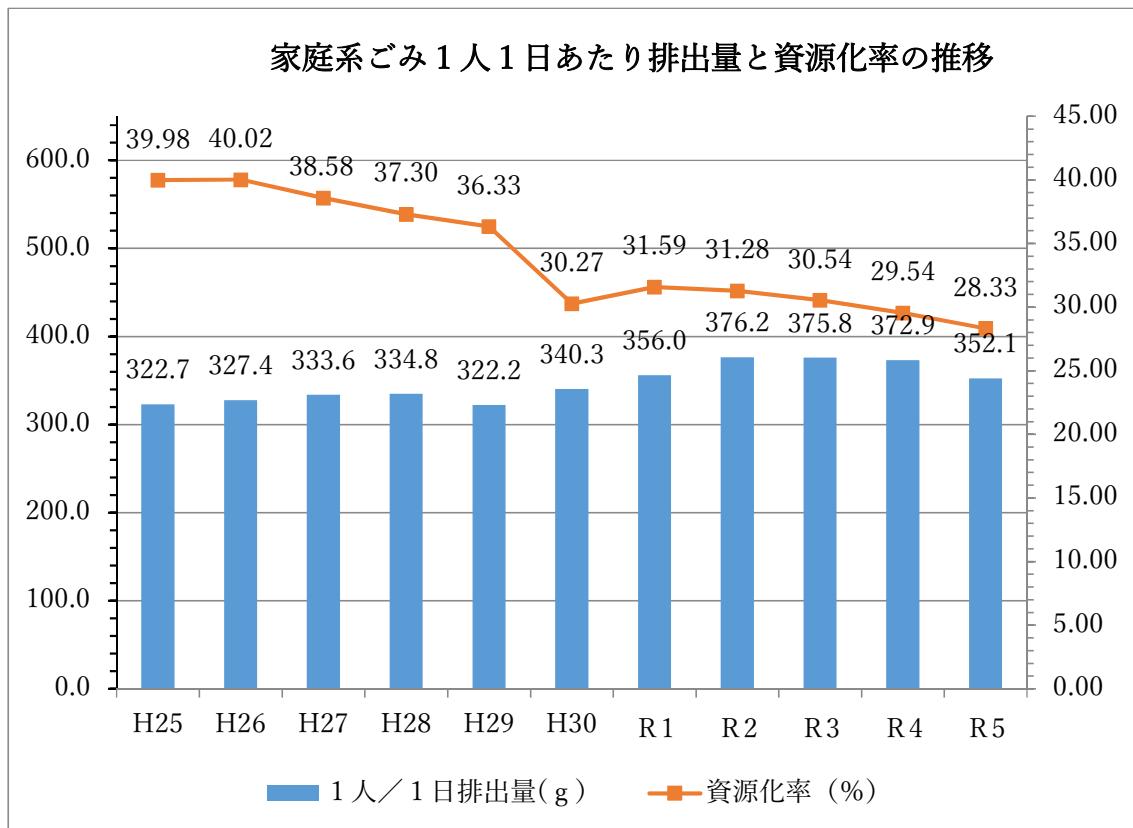
また、平成31（2019）年4月から、上伊那クリーンセンターが稼働とな

り、廃プラスチックの分別変更による資源物の可燃ゴミへの混入等の影響や新型コロナウィルス感染症による生活様式の変化などの影響から、令和2

(2020) 年度の総排出量が一時的に増加しました。引き続きゴミの発生抑制と資源物（古紙類・布類・容器包装プラスチック等）の可燃ゴミへの混入防止、ゴミの分別・ゴミの資源化への徹底が重要です。

また、世界的な海洋汚染などプラスチックゴミが環境に及ぼす影響が問題となっています。よりよい環境を維持するためプラスチックゴミの削減やリサイクルの推進が課題です。併せて、高齢化が進む中でゴミの分別、ゴミ出しが困難となり、可燃ゴミ等の排出量が増加していくことが予想されます。住み慣れた地域で生活を続けていけるよう支援が必要です。





(2) ゴミの減量化と資源化をさらに進める取組

- ① ゴミの発生抑制、再使用、再資源化（3R^{※30}）の取組を推進します。
 - ・広報誌、隣組回覧、CATV、衛生部長会などを活用し、啓発活動の推進
 - ・生ゴミ処理機等の利用、農地還元など適正な自家処理の推進
 - ・生ゴミ処理機、生ゴミ処理容器（コンポスト等）の設置に対する補助の継続及び普及促進による生ゴミの減量・再資源化の推進
 - ・食品ロス削減に向けて、食べ残しを減らそう県民運動「30・10運動^{※31}」や3ない運動（買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない）の推進
 - ・資源物ゴミ分別ガイドブック等を活用し、適正なゴミ分別方法の周知徹底（特に可燃ゴミの中の古紙類の分別徹底）
 - ・資源物回収（古紙、缶、びん、衣類、容器包装プラスチック、製品プラスチック、小型家電）の継続と資源化の推進
 - ・家庭や事業所を対象とした学習会の開催
- ② 使い捨てプラスチック^{※32}が引き起こす環境問題に関する意識啓発に取り組みます。
 - ・広報誌等によるプラスチック環境問題に関する情報提供、学習会の開催
 - ・エコバッグ持参によるプラスチック製レジ袋削減の推進
 - ・マイボトルの使用、詰め替え製品への転換など、プラスチック製品を使わない選択の推進

- ・事業者の製品への過剰包装等の削減等啓発活動の推進

- ・信州プラスチックスマート運動^{※33}、信州環境カレッジ講座^{※34}等、県や関係機関と連携して、学びの場等の情報提供、参加推進

③ 広報誌や地域組織などとの連携により、ゴミ処理に対する意識の醸成を図ります。

- ・ゴミの排出量及び排出実態、資源化の状況について、広報誌、衛生部長会等を通じての情報提供による住民への啓発、環境学習への支援、推進
- ・地区説明会の実施によるゴミの減量化・資源化の推進
- ・ゴミ処理施設への見学会の実施（衛生部長会、一般住民）
- ・地域や団体等のゴミの減量化、資源化への取組の推進及び支援

④ 事業系可燃ゴミの減量化、資源化に向けて、事業者へのチラシ配布や展開調査等の啓発を促進します。

- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別と適正処理の推進（事業系廃棄物処理の手引等の活用）
- ・上伊那クリーンセンターにおけるゴミ展開調査の実施、実態の把握（広域及び構成市町村と共同）
- ・村内事業所のゴミ排出実態の把握及び適正な指導の実施
- ・商工会と連携し、事業者へのチラシ等によるゴミの減量化、資源化への協力依頼
- ・各事業所での再利用、リサイクル製品（グリーンマーク^{※35}や、エコマーク^{※36}などの付いた環境に配慮した製品）の購入・利用促進などグリーン購入^{※37}の取組の推進
- ・飲食店等による「食べ残しを減らそう県民運動」への協力依頼
- ・公共施設からの生ゴミの排出減量対策の継続

⑤ ゴミ出し困難者への支援を検討します。

- ・高齢者等でゴミの分別・ゴミ出しが困難な方の実態を把握し、地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を取りながら支援策の検討、構築
- ・隣近所、地区内での助け合い・支え合いの充実
- ・ゴミ出し支援ボランティアの育成

⑥ 上伊那広域連合、伊南行政組合の関係市町村との連携によるゴミ処理体制を継続し、最終処分まで適正に実施します。

- ・ゴミ処理費用有料制度について検証し、3年ごとの見直しを検討

⑦ 住民の居住環境を維持するため、村内廃棄物処分場の監視を継続して実施します。

- ・県廃棄物監視委員と連携を取りながら、環境審議会委員及び地元住民とともに現地調査の実施
- ・水質検査（地下水）の実施

【目標指標】

目標指標	現 状	目標値(2029年)	補足説明
家庭系ごみ年間排出量	601 t (2023年)	592 t	年間排出量推計値(基本フレーム)から7.0%削減
家庭系ごみ1人1日当たり排出量	352 g (2023年)	349 g	年間排出量推計値から算出した推計人口(基本フレーム)一人当たり1日当たりの排出量から7.0%削減

7 空き家等対策の推進

(1) 現状と課題

- ・全国では、人口減少や社会構造の変化、建物の老朽化等に伴い、所有者により適正な管理が行われていない空き家や空き地が増加し、景観・衛生・防犯等の問題が発生しています。村では、平成29年3月から平成31年3月にかけて、各地区からの情報や担当職員の現地調査により村内の空き家等の現況調査を行うとともに、令和元年度に「中川村空き家等対策計画」を策定し、適正に管理されていない空き家等への対策方針を定めました。今後、空き家等所有者に対する適切な管理の啓発や空き家の有効活用などの取組が必要です。

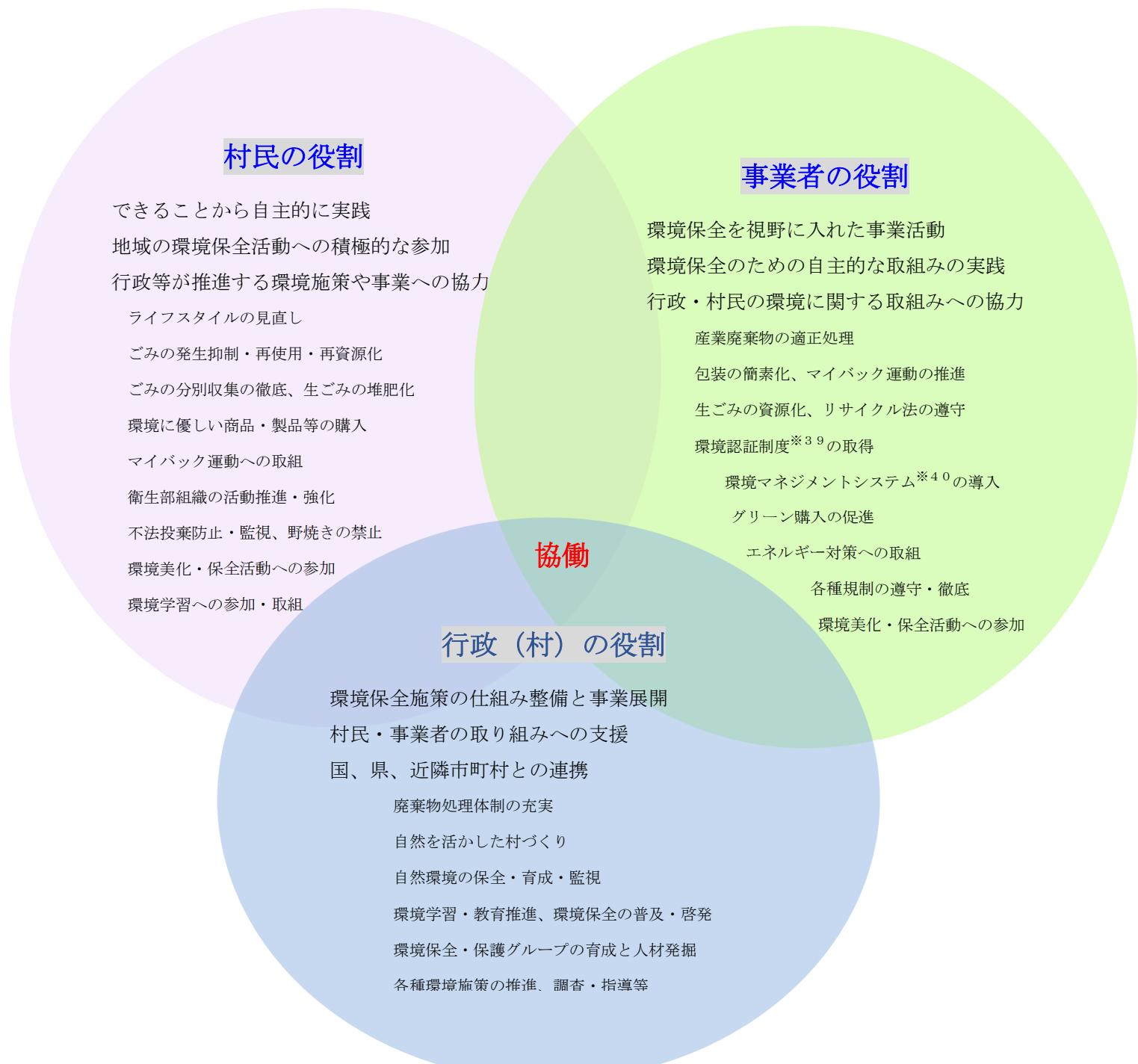
(2) 空き家や空き地（宅地）の適正な管理と有効活用により、住む人・住みたい人が安心できるための取組

- ① 空き家や空き地（宅地）の適切な管理は所有者の責任であることから、所有者への情報の提供と啓発を図ります。
 - ・空き家等の情報収集、台帳整備とデータベース化
 - ・村広報誌、ホームページ、チラシ等による啓発活動
 - ・空き家所有者に対する空き家等の対策や活用に関する情報提供
 - ・適正管理でていない空き家等所有者に対する管理改善依頼文書の送付
 - ・庁内関係部署や県、関係団体等と連携した相談体制の整備
 - ・地域おこし協力隊制度を活用し、空き家の調査・活用を推進します。
- ② 空家等対策特別措置法に基づく空き家等対策協議会を設置し、適切に管理されず、生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家等について、関係地区や団体などと連携し対策を図ります。
 - ・適正な管理がでていない空き家等の調査の実施
 - ・空き家等対策協議会の開催
 - ・空家等対策特別措置法に基づく特定空家^{※3 8}等の認定及び必要な措置実施
- ③ 空き家や宅地の利活用を支援します。
 - ・空家等活用促進事業補助制度（売却・貸出、除却、改修）の活用
 - ・空家情報登録制度の利用促進（令和7年4月現在登録数 7戸）
 - ・移住希望者に対する空き家等の情報提供
 - ・地域住民からの要望による空き家等の有効活用について検討

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

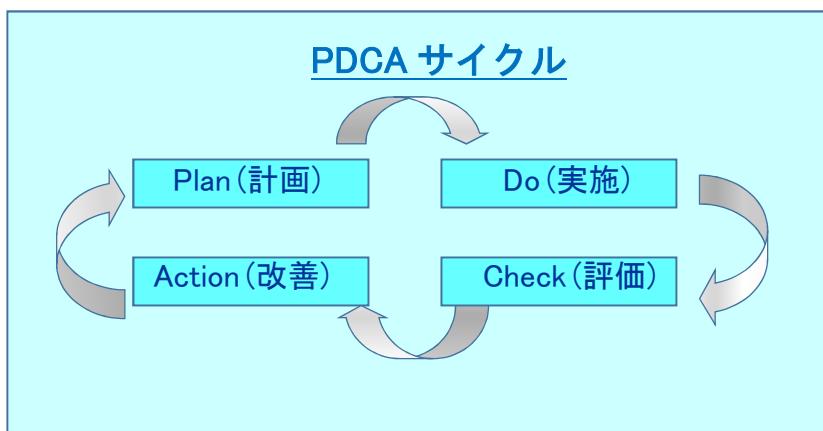
中川村の美しく豊かな自然環境を保全・育成していくためには、村民、事業者、行政それぞれの環境に対する責任を自覚し、役割に応じて取組を進めることが必要です。日常生活や事業活動をはじめ、あらゆる活動において環境保全と育成に向けた行動にそれぞれの立場で取り組むとともに、相互に連携・協力しながらそれぞれの役割と責任を果たすことでこの計画の推進を図ります。



2 計画の進行管理

環境基本計画を推進し、実効性のあるものとするため計画の進行状況を点検・評価して継続的な改善を図っていきます。そのためには、P D C Aサイクル (①計画 Plan ②実行 Do ③点検・評価 Check ④見直し Action) による進行管理を目指します。

実務的には、実施状況について取りまとめ、点検・評価し、意見聴取します。そして村民や事業者などからも必要に応じ意見聴取することで、改善、見直しを検討していきます。



また、環境基本計画が対象としている内容が幅広いため、村民や事業者との連携や、国や県、関係機関・自治体などとの協力体制の推進が求められます。計画を推進する中で、これらの課題についても取り組んでいきます。

【参考資料】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- | | |
|-------|--|
| 目標 1 | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| 目標 2 | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
| 目標 3 | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| 目標 4 | すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |
| 目標 5 | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
| 目標 6 | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| 目標 7 | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
| 目標 8 | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する |
| 目標 9 | 強靭(きょうじん)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| 目標 10 | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
| 目標 11 | 包摂的で安全かつ強靭(きょうじん)で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| 目標 12 | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| 目標 13 | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| 目標 14 | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| 目標 15 | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
| 目標 16 | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 目標 17 | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化するあらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ |

中川村カーボンニュートラル宣言

～中川村は2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します～

世界気象機関(WMO)は、近年の世界各地で発生している記録的な高温や大雨、大規模な干ばつなどの異常気象が地球温暖化の傾向と一致しているとの見解を示しています。我が国においても頻発する局地的豪雨や台風の激甚化など、気象災害の原因が二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスによる気候変動にあると分析されており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという強い危機感を抱かざるを得ません。

2020年に国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、長野県では、2019年に「2050ゼロカーボンへの決意」と併せて、都道府県初となる「気候非常事態宣言」を発出し、県内全ての市町村も賛同しています。

地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すために、住民・事業者・自治体が一丸となって脱炭素に向けた意識を共有し、一人一人が、我がこととして、行動できるよう、中川村は2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル宣言」を発出します。

令和5年（2023年）3月22日

長野県中川村長

長野県中川村議会議長

宮下 健彦

松澤 文昭

【用語解説】

- ※1 生物多様性：あらゆる生物の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。
- ※2 温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。地球温暖化対策推進法において定義されている温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)・メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O)・ハイドロフルオロカーボン類 (HFC_S)・パーフルオロカーボン類 (PFC_S)・六フッ化硫黄 (SF₆)・三フッ化窒素 (NF₃) の7種類。
- ※3 地球温暖化：産業革命以降の人類の石油や石炭等の化石燃料の大量消費により、温室効果ガスである二酸化炭素の大気中への排出を急速に増加させしたことによる地表面の温度上昇のこと。
- ※4 マイクロプラスチック：海洋など環境中に存在する微少なプラスチック粒子で、厳密な定義はないが大きさが1mm以下、ないしは5mm以下のものを指す。プラスチックゴミが紫外線や波浪によって微少な断片になったものや、合成繊維、化粧品、研磨材として使用されるマイクロビーズなど、様々な製品から放出される。海洋汚染による生態系への影響、生物濃縮により海鳥や人間の健康への影響が懸念されている。
- ※5 ウェルビーイング：ウェルビーイング (Well-being) は、well (よい) と being (状態) からなる言葉。世界保健機関 (WHO) では、ウェルビーイングのことを「個人や社会の良い状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」と紹介しています。
- ※6 環境基準の達成率：有機汚泥の代表的な水質指標であるBOD又はCODの環境基準の達成率は、2022年度は87.8% (2021年度88.3%) であり、水域別では、河川92.4% (同63.1%)、湖沼50.3% (同53.6%)、海域79.8% (同78.6%) となり、閉鎖性海域の海域別のCODの環境基準の達成率は、2022年度は、東京湾は68.4%、伊勢湾は50.0%、大阪湾は66.7%、大阪湾を除く瀬戸内海は75.7%となっている。
- ※7 PFOs：ペルフルオロオクタンスルホン酸。
- ※8 PFOA：ペルフルオロオクタン酸。
- ※9 愛知目標：地球規模で劣化が進んでいるとされる、生物多様性の損失に歯止めをかけるために設定された「2010年目標」に代わり、2010年10月に開催された第10回生物多様性条約締約国会議 (COP₁₀) では、目標の空白期間を生じさせることなく、2011年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択された。生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標は、2050年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動実施すること」を掲げている。あわせて、短期目標を達成するため、5つの戦略目標と、その下に位置づけられる2015年又は2020年までの20の個別目標を定めている。
- ※10 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
- ※11 廃棄物の4R：ゴミとなるものの受取を断る (発生回避-Refuse)、ゴミとなるものを減らす (排出抑制-Reduce)、繰り返し使う (再利用-Reuse)、資源として利用する (再資源化-Reuse)

Recycle)。

- ※12 SDGs：平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指す平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標。
- ※13 ESG投資：環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を重視して投資する手法。
- ※14 クールビズ・ウォームビズ：平成17年度より環境省が推奨している夏期及び冬期の服装や空調の設定温度、ライフスタイルなどを見直し、地球温暖化対策を推進する取組。
- ※15 小水力発電：世界的には各国統一されていないが、概ね「10,000kW以下」を小水力と呼んでいる。
- ※16 （木質）バイオマスエネルギー：木材や海藻、家畜の糞など動植物から生まれた有機物から、酸化・燃焼などの化学反応を介して利用されるエネルギー。
- ※17 木の駅事業：地域にある間伐材や林地残材など活用されていない森林資源を、山林所有者や森林ボランティアが「木の駅」に出荷し、地域内で使用できる「地域通貨」を対価として得ることで、森林の整備と地域経済の活性化、さらに木質バイオマスエネルギーの活用により地球温暖化抑制を目指す取組。
- ※18 生物多様性ホットスポット：生物多様性が高く、かつ破壊が進んでいる地域のこと。地球上に36箇所あるホットスポットのうちの1つとして、日本列島全体が指定されている。また、日本列島の中でも、特に長野県内やその周辺は生物多様性の豊かな場所であり、ホットスポット中のホットスポットといわれている。
- ※19 里地里山：長い歴史の中で、様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成してきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域。
- ※20 自然公園：優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。
- ※21 特定外来生物：明治時代以降に日本に入り込んだ外来生物（人為の影響によって、本来の生息地域から元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物）の内、農林水産業、人間の生命・身体、生態系に被害を及ぼすもの又は及ぼす恐れがあるので、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき指定された生物。
- ※22 希少野生動植物：生息数が少なく、まれにしか見ることができない動植物のこと。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物（捕獲・殺傷等禁止）、国際希少野生動植物種（国際取引の規制）その他、分布が局限される固有種などを指して使われる。
- ※23 森林や農地等が持つ地下水の涵養機能：森林の土壤や水田等が、降水等を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
- ※24 最適整備構想：農業集落排水事業の各処理区の機能保全計画をとりまとめ、全施設を縦横断的に最適化（予算の平準化、同期化）し、最適な実施シナリオを反映した長期的な整備構想。
- ※25 光化学オキシダント：窒素化合物（NO_x）と揮発性有機化合物（VOC）の光化学反応において生じる、オゾンやパーオキシアセトナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称

で、強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

- ※26 大気汚染物質：大気中に存在し、人や生活環境等に好ましくない影響を及ぼす物質のことであり、ガス状物質である硫黄酸化物や窒素酸化物などのほか、粒子状物質のPM2.5などを指す。
- ※27 微小粒子物質（PM2.5）：大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が2.5μm以下の粒子。浮遊粒子状物質のうち特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
- ※28 P C B（ポリ塩化ビフェニル）：安定性・耐熱性・絶縁性に優れ、変圧器や蛍光灯の安定器など様々な用途に利用されていたが、発がん性などが問題となり、昭和47（1972）年6月に生産が中止された。
- ※29 石綿（アスベスト）：天然にできた鉱物纖維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきたが、纖維は、髪の毛の5000分の1と細かいため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20～50年で肺がんや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
- ※30 3 R：環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの頭文字をとったもの。リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのが良いという考え方。
 - Reduce：物を大切に使いゴミを減らす。必要ない物を買わない、もらわない。
 - Reuse：使えるものは繰り返し使う、または人に譲る。詰め替え用品を使う。
 - Recycle：ゴミを正しく分別し資源として循環。再生製品の利用。
- ※31 30・10運動：宴会・会食事の食べ残しを減らすための取組で、「①注文の際に適量を注文しましょう、②<乾杯後30分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、③<お開き10分前>になつたら、自分の席に戻つて、再度料理を楽しみましょう」を合い言葉に、一人ひとりが「もつたいない」を心がけ、美味しく宴会を楽しみつつ食品ロスを削減する運動。2011年松本市で始まり、全国的に広まっている。
- ※32 使い捨てプラスチック：一度使用したら、再資源化または廃棄してしまうプラスチック類。ティクアウト用の飲料カップやストロー、シャンプーなどのプラスチック製容器、商品を包んでいるビニル製の包装、レジ袋やペットボトルなど。
- ※33 信州プラスチックスマート運動：意識して「選択 Choice」、少しずつ「転換 Change」、分別して「回収 Collect」の3つの「C」の行動を意識し、県民、事業者、行政それぞれの立場でプラスチックの減量化、資源化、代替品への転換など、プラスチックスマートに基づく取組を進め、美しく環境に優しい長野県を目指す県民運動。（プラスチックスマート→海洋プラスチックゴミによる地球環境への影響を認識し、生活の中でプラスチックと賢く付き合うことを意識して考え取り組むこと。）
- ※34 信州環境カレッジ講座：県民、NPO、企業、大学、行政等の協働による全県的な「学び」の場、活動の場。県民の環境に関する「学び」を拡大し、信州の美しく豊かな自然環境の保全や、持続可能な社会を支える人づくりを進める。楽しく学べる講座が多数用意されている。

※35 グリーンマーク：古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが昭和 56（1981）年 5 月に策定したマーク。表示の対象物品は、原則古紙 40% 以上利用して作られた製品。トイレットペーパーは 100%、コピー用紙は 50% 以上と一部の製品にはそれぞれ配分基準が設けられている。



※36 エコマーク：様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境に役立つと認められる商品に付けられる環境ラベル。環境省所管の財団法人日本環境協会によって平成元（1989）年に制定された。このマークを活用することで消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図ることを目的としている。



※37 グリーン購入：製品やサービスを購入する前にまずその必要性（例えば、本当に購入しなければならないか？所有している物品等の修理はできないか？）を十分に考えること、購入する場合には価格や品質・機能、デザインだけではなく、環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業所から優先的に購入すること、そして購入した製品やサービスが不要になった場合には適切に廃棄すること、この 3 つを適切に実施する活動を指す。消費者観点でグリーン購入、生産者の観点ではグリーン調達という。日本では、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等によるグリーン購入に関する情報発信や普及促進を図る組織としてグリーン購入ネットワーク（GPN）が平成 8（1996）年に設立され、平成 12（2000）年 5 月には「国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）」が策定された。グリーン購入法の特定調達品目は、22 分野 275 品目（令和 2（2020）年度）となっている。

※38 特定空家：平成 27（2015）年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「特措法」という。）で定められている、以下の 4 つの状態のいずれかにある空き家のことをいう。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特措法では、市町村に立入り調査、助言・指導、勧告、命令の権限を付与しており、勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例除外となり、最終的に命令に従わず改善が見られない特定空家は行政代執行の措置を講ずることができる。

※39 環境認証制度：企業等が自主的に行う環境配慮について、第三者機関が認証することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品等を PR する仕組みのこと。

※40 環境マネジメントシステム：EMS（Environmental management System）ともいわれ、企業や団体等の組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けた取組を実施するための工場や事業所内の体制・手続等の仕組みのことをいう。環境省が策定した「エコアクション 21」や国際規格

「ISO14001」がある。他にも地方自治体、NPO法人や中間法人等が策定したものもあり、全国規模のものには「エコステージ」「KES」「環境マネジメントシステム・スタンダード」がある。